

米国各州の教育省ウェブサイトにおける「Family and Consumer Science」の扱いに関する一考察

—家庭科「家庭生活」領域を中心にして—

Consideration of Treatment Regarding “Family and Consumer Science” in Websites of Department of Education in States of America : Focus on “Home Life” Field in Home Economics

村田 晋太郎* 永田 智子**
MURATA Shintaro NAGATA Tomoko

本研究の目的は、米国 Family and Consumer Science (以下、FCS) がカリキュラムにどのように位置付き、どのような内容やスタンダードが作成されているのかを明らかにすることにある。米国各州の教育省のウェブサイトを開覧し情報収集した結果、次の3点について傾向が示唆された。一点目は、主要な教科に FCS は設定されていなかった。二点目は、FCS は Career and Technical Education (職業技術教育) の一部に属しており、28州がスタンダードなどを公開していた。三点目として、FCS の内容として「家庭生活」領域が盛り込まれている州は23州あり、FCS を設置している州のおよそ8割であった。その州の中でも、独自のスタンダードを開発しているオハイオ州とウィスコンシン州のスタンダードの概要を明らかにすることができた。今後の課題は、ウェブサイトで閲覧できる情報はカリキュラムの全体を表すものではないため、より具体的なスタンダードの収集および分析を行うことにある。

キーワード：アメリカ家族と消費科学, 家庭科, 教育省, 家庭生活, ウェブサイト

1. 研究の背景および目的

米国では、1980年代以降、学力向上を目指して州レベルで共通教育目標を設定する「スタンダード運動」が広まった¹⁾。家庭科教育(米国では、Family and Consumer Science という教科名になっている。以下、FCS)においても、全米職業技術教育連合 (Vocational-Technical Education Consortium of State (V-TECS)) によってナショナル・スタンダードが1998年に作成された²⁾。第二版は、2008年に改訂され、キャリアクラスターと21世紀型学力 (21st Century Skills) とを連携したスタンダードを開発した。そして、現代の多様なグローバル社会において、家庭生活やワークライフ、仕事の生徒がどのように準備するかをこれまでのスタンダードの伝統を継承しながら、National Association of State Administrators of Family and Consumer Sciences が2018年に第三版を公開した³⁾。

国立教育政策研究所 (2007) の報告書によると、このナショナル・スタンダードには法的拘束力はなく、州のスタンダードについても、内容に関する裁量の余地がある。また、学校は州や学区等のスタンダードを参考にし、具体的な教育課程を決定することができる⁴⁾ とある。また、同報告書では、家庭科のスタンダード (1998年公開のもの) は、州や学校の裁量を背景に、配置学年などの米国全体のデータはなく、どのように実施されているかは言及されていない⁵⁾。

そこで、本研究では、米国 FCS がカリキュラムの中

にどのように位置付いており、また具体的にどのような内容やスタンダードが開発されているのかを明らかにすることを目的とする。各州のスタンダードを把握するため、本研究では、各州の教育省ウェブサイトを対象に調査を行うこととする。

2. 米国教育省ウェブサイトにおける「教科」について (調査1)

先述した通り、アメリカは各学校でカリキュラムを決定できるようになっている。1980年代に始まったスタンダード運動を契機に、各州において開発グループを立ち上げ、教科などに関するスタンダードを開発している。そのスタンダードは各州の教育省や教育委員会 (the board of education) のウェブサイトにおいて閲覧可能となっている。まずは、各州どのような教科のスタンダードが開発・公開されており、FCS がカリキュラムの中でどのように位置付いているかを調査した。

2.1. 調査方法

全50州の教育省 (一部、教育委員会の所管) のウェブサイトを検索し、その中に記載されている「教科」を一覧にし、カリキュラムに FCS がどのように位置付いているかを明らかにする。

具体的な方法として、ミネソタ州教育省のウェブサイト (<https://education.mn.gov/MDE/index.html>) を例に説明する。教育省のウェブサイトのトップページから

* 兵庫教育大学大学院博士課程

平成30年7月11日受理

** 兵庫教育大学大学院教科教育実践開発専攻生活・健康・情報系教育コース, 教育実践高度化専攻授業実践開発コース 教授

「Student & Families (生徒と保護者)」を開くと、「Career and College Readiness (High School) (職業と大学の準備 (高等学校))」「Early Learning (早期教育)」 「Family and Community Resource (家族と地域のリソース)」 「Health and Safety (健康と安全)」 「Programs and Initiatives (プログラムと計画)」 「School Choice (学校選択)」と生徒や保護者向けの情報源として、六つのカテゴリーがある。また、「Family and Community Resource (家族と地域のリソース)」の中に、「Academic Standard (PK-12) (学術スタンダード)」がある。この「Academic Standard」とは、州法である⁶⁾。そこには、「Arts (芸術)」 「国語(English Language Arts)」 「Health and Physical Education (健康教育と体育)」 「数学(Mathematics)」 「Science (科学)」 「Social Studies (社会)」 「STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics)」 「World Language (外国語)」の8教科についてのスタンダードが公開されている。このように、各州の教育省ウェブサイトから教科についてのスタンダードを検索し、その州で設置されている教科の概略を掴むこととした。なお、アラバマ州は、ウェブサイトは存在するものの、アクセスができない状態となっており、今回の調査対象から除外した。

2.2. 各州の「教科」設置状況

上記の方法で各州の教育省ウェブサイトを検索し、スタンダードが設置されている教科の一覧を表1に示す。松本(2007)が述べている5つのアカデミックな教科(国語(英語), 数学, 科学, 社会科, 外国語)⁷⁾に加えて、多く設置されていた教科として、「健康教育(例えば, Health Education など)」 「体育(例えば, Physical Education など)」 「芸術(例えば, The Arts, Arts, Arts Education, Fine Arts など)」 「情報・技術(例えば, Computer Science, Technology, Technology Education など)」 「金融教育(例えば, Personal Financial Literacy, Financial Education など)」 「STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics の総称)」 「CTE (例えば, Career - Technical Education などの職業技術教育, 以下CTE)」とそれ以外の教科を一覧にした。

調査結果を次にまとめる。アカデミックな教科の中でも、数学・科学・社会・国語については95%の設置率であり、ほとんどの州でスタンダードが開発・公開されている。外国語については、77.6%と全州の3/4が設定している。また、アカデミックな教科以外にも、健康教育は77.6%、体育は81.6%、芸術は85.7%、とこれら三つの教科についても高い設置率となっている。多くの州で、数学・科学・社会・国語・外国語のアカデミックな教科に加えて、健康教育・体育・芸術も中心的な教科としてカリキュラムに位置付けられており、全米において主要な教科としての認識が高いことが伺える。

続いて、情報・技術に関する教科は51.0%と半数の州が主要な教科として設置している。近年の情報化社会を受けて、設置率は高くなっていることが推察される。ま

た、14.3%と設置率は低いが、近年注目を集めているSTEMやキャリア教育の一環としてCTEが主要な教科としてカリキュラムに位置付けられている州もあり、州ごとに独自性あるカリキュラム構成になっていることがわかる。

FCSについては、主要な教科として位置付けている州はなかった。しかし、CTEが主要な教科として設置されているミシガン州とオハイオ州では、CTEの一部としてFCSが組み込まれていた。そのため、主要な教科の一部分として設置されているに留まっていることが明らかとなった。1998年に開発されたFCSは、全米職業技術教育連合(V-TECS)により開発されたものであり、キャリア教育の一環として、FCSがカリキュラムに位置されていると考える。

主要な教科についての調査では、各州のFCSに対する扱いは明らかにはならなかった。しかし、ミシガン州やノースカロライナ州、オハイオ州などではCTEの内容を見ることでFCSが確認できた。

3. CTE内におけるFCSの設置について(調査2)

調査1から、(1)FCSは主要な教科としては位置付けていない、(2)CTEの中にFCSが盛り込まれている州がある(ミシガン州、ノースカロライナ州、オハイオ州など)、ことが示唆されたことを踏まえて、各州のCTEに関する情報を閲覧し、FCSの設置状況を明らかにする。

3.1. 調査方法

各州の教育省ウェブサイトから、CTEに関する情報を閲覧し、FCSに関する情報を収集する。具体的な方法について、インディアナ州のウェブサイトを一例で示す。トップページにある「Academic Standard (VIEW ALL STANDARD)」では、主要な教科のスタンダードに加えて、CTEの各コンテンツのスタンダードが開示されている。そのコンテンツの一つに「CTE: Family and Consumer Science」がある。さらに、FCSのページを開くと、中学校段階(Middle school)で実施を薦めている「Middle School FACS」と高等学校段階(Grade9-Grade12)で薦められている「Fashion and Textiles Careers」や「Nutrition and Wellness」を始めとする、全33のコースのスタンダードを示している。これらの情報から、インディアナ州では、CTEの中にFCSが位置付けており、中学校段階から高等学校段階にかけてスタンダードが開発されていることが明らかとなる。このように、米国全州の教育省ウェブサイトを検索し、情報収集を行う。

3.2. CTEにおけるFCSの設置状況

各州のCTEにおけるFCSの設置状況を表2にまとめた。まず、CTEの情報からFCSに関する情報が得られた州ウェブサイトは28州(57.1%)であった。日本のように、教科の一つではなく、キャリア教育の一環としてカリキュラムに盛り込まれており、なおかつ主要教科で

表1 各州でスタンダードが設定されている教科一覧

No.	州名	数学	科学	社会	国語	外国語	健康教育	体育	芸術	技術情報	金融教育	STEM	CTE	左に示した教科以外
1	Alabama													
2	Alaska	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	Culture
3	Arizona	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
4	Arkansas	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	Disciplinary Literacy, English Language Proficiency, Library Media Services
5	California	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
6	Colorado	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-
7	Connecticut	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	Committees and Councils, English Learner, Gifted and Talented, ISTE, Mastery-Based Learning
8	Delaware	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	Professional Learning, eLearning, Summer Learning
9	Florida	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	Dance, English Language Development, Music, Theatre, Special Skills, Visual Art
10	Georgia	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	Middle School, CTAE/Electives
11	Hawaii	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-
12	Idaho	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	Curricular Materials, Gifted and Talented, Health Education
13	Illinois	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
14	Indiana	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	High Abilities
15	Iowa	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	Literacy, School Counseling, School Library
16	Kansas	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
17	Kentucky	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	Practical Living, Vocational Studies
18	Louisiana	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	Maine	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-
20	Maryland	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
21	Massachusetts	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	Frameworks, WIDA English Language Development Standards
22	Michigan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
23	Minnesota	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-
24	Mississippi	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-
25	Missouri	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	Alternate
26	Montana	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-
27	Nebraska	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
28	Nevada	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
29	New Hampshire	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
30	New Jersey	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
31	New Mexico	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	Workplace Readiness, Language
32	New York	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-
33	North Carolina	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	Guidance
34	North Dakota	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	Library and Technology
35	Ohio	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	Standards Revision, Early Learning, English Learners
36	Oklahoma	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	Indian Education, Reading and Literacy
37	Oregon	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	Library/Media Education, Comprehensive School Counseling, Instructional Materials
38	Pennsylvania	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	Driver and Safety Education, Educating English Learners, Gifted Education, Technology Education, Administrative Support
39	Rhode Island	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-
40	South Carolina	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
41	South Dakota	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	World Language and School Library, School Library
42	Tennessee	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	Texas	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	Economics with Emphasis on the Free Enterprise System and Its Benefits
44	Utah	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	Driver Education, Kindergarten, Language Arts Elementary, Language Arts Secondary
45	Vermont	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	Driver Education, Global Citizenship
46	Virginia	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	Driver Education, Family Life
47	Washington	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	Learning Standards and Guidelines, English Language Proficiency, Integrated Environment and Sustainability
48	West Virginia	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	Wellness Education(Driver, Wellness)
49	Wisconsin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	Dance, Environmental Education, music Education, School Counseling, Theatre Education
50	Wyoming	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	English Learners
	合計(州)	48	48	47	47	38	38	40	42	25	10	7	7	
	設置率(%)	98.0	98.0	95.9	95.9	77.6	77.6	81.6	85.7	51.0	20.4	14.3	14.3	

はないため、学区や学校長の裁量で採択しやすい教科となっていることが示唆された。

なお、本稿の末尾に資料として、FCS が確認できたウェブページの URL をリンクとして表 8 にまとめた。

4. FCS における「家庭生活領域」の設置状況
約半数の州において、CTE 内に FCS が位置付いてい

ることは明らかとなった。続いて、FCS 内ではどのような内容が扱われているか、その内実を明らかにしたい。表 2 で確認することができたウェブサイト内の FCS に関するスタンダードなどから、学習内容のトピックを抜き出した。今回は、幅広い学習内容を持つ FCS の中でも、特に「家庭生活」領域を中心に抽出した。新学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校の三段階で学習

表2 FCSの設置状況

No.	州名	FCSの有無
1	Alabama	
2	Alaska	-
3	Arizona	○
4	Arkansas	○
5	California	○
6	Colorado	○
7	Connecticut	○
8	Delaware	-
9	Florida	-
10	Georgia	○
11	Hawaii	-
12	Idaho	-
13	Illinois	○
14	Indiana	○
15	Iowa	○
16	Kansas	○
17	Kentucky	○
18	Louisiana	-
19	Maine	-
20	Maryland	-
21	Massachusetts	-
22	Michigan	○
23	Minnesota	○
24	Mississippi	○
25	Missouri	○
26	Montana	○
27	Nebraska	○
28	Nevada	○
29	New Hampshire	○
30	New Jersey	-
31	New Mexico	-
32	New York	-
33	North Carolina	○
34	North Dakota	○
35	Ohio	○
36	Oklahoma	○
37	Oregon	-
38	Pennsylvania	○
39	Rhode Island	-
40	South Carolina	-
41	South Dakota	-
42	Tennessee	-
43	Texas	-
44	Utah	○
45	Vermont	○
46	Verginia	○
47	Washington	-
48	West Verginia	-
49	Wisconsin	○
50	Wyoming	-
合計		28

○:あり -:なし

領域が三本の柱に体系化された。「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」の三領域である。その中でも、片田江(2010)は、家族学習における指導内容に対する教師の困難性について指摘している⁸⁾。そこで、米国における学習内容やスタンダードの把握を行い、日本の学習内容に対する検討材料を得る必要があると考え、「A 家族・家庭生活」を中心に情報を整理した。なお、「A 家族・家庭生活」の学習内容も多岐に渡っており、特に指導の困難性が指摘されている家族関係に注目する。

表3 ナショナル・スタンダードの内容カテゴリー

1.0	Career, Community and Family Connections
2.0	Consumer and Family Resources
3.0	Consumer Services
4.0	Education and Early Childhood
5.0	Facilities and Property Management
6.0	Family
7.0	Family and Human Services
8.0	Food Production and Services
9.0	Food Science, Dietetics and Nutrition
10.0	Hospitality, Tourism, and Recreation
11.0	Housing and Interior Design
12.0	Human Development
13.0	Interpersonal Relationship
14.0	Nutrition and Wellness
15.0	Parenting
16.0	Textiles, Fashion, and Apparel

先述の通り、1980年代以降のスタンダード運動を背景に、米国家庭科教育においてもナショナル・スタンダードが開発されている(1998年に第一版、2008年に第二版、2018年に第三版が公開されている)。表3は、2018年改訂ナショナル・スタンダード3.0における学習内容のカテゴリーである⁹⁾。その中でも、「A 家族・家庭生活」との関連が深い、「6.0 Family」「7.0 Family and Human Service」「13.0 Interpersonal relationship」「15.0 Parenting」の4カテゴリーについて調査した。また、それらがどの段階で実施が推奨されているかについても併せてまとめた(表4)。段階は、PK(幼稚園、保育園段階)、elementary school(小学校段階)、middle school(中学校段階)、high school(高等学校段階)の4段階とした。

表4から以下の三つの視点から結果が得られた。

一点目は、実施を推奨している段階の特徴である。「Grade5~Grade8」もしくは「middle school」のいわゆる中学校段階から、「Grade9~Grade12」「high school」の高等学校段階に多く組み込まれていることが明らかとなった。国立教育政策研究所(2002)の調査では小学校段階においてFCSの実施はない¹⁰⁾とあるように、幼稚園・保育園から小学校段階にかけては、モンタナ州・ペンシルバニア州・ウィスコンシン州の3州であり、州独自のFCSスタンダードであることが伺える。また、中学校段階から高等学校段階までで一環したFCSスタンダードを開発し、ウェブサイト上に公開している州は16州であった。FCSに関しては、中学校から高等学校まで一貫して設定する傾向がある。

二点目は、学習内容の状況である。「家庭生活」領域を設定している州は23州であり、FCSの設置を推奨している約8割の州で確認できた。「6.0 Family」は11州、「7.0 Family and Human Service」は12州、「13.0 Interpersonal relationship」は10州、「15.0 Parenting」は11州、と「家庭生活」領域内における差はなかった。また、4カテゴリーすべてを盛り込んでいる州は、イリノイ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州の3州であった。4カテゴリーのどれか一つがあるのは12州、複数の視点から

表4 FCSの実施推奨学年及び家庭生活領域の設置状況

		学年の段階				「家庭生活」領域			
		PK	elemetary school	middle school	high school	6.0 family	7.0 family and human service	13.0 interpersonal relationship	15.0 parenting
1	Alabama								
2	Alaska	-	-	-	-	-	-	-	-
3	Arizona	-	-	-	-	-	-	-	-
4	Arkansas	-	-	7-12	-	-	-	-	-
5	California	-	-	-	-	-	○	-	-
6	Colorado	-	-	-	-	-	○	-	-
7	Connecticut	-	-	-	-	-	-	-	○
8	Delaware	-	-	-	-	-	-	-	-
9	Florida	-	-	6-8	-	-	HS	-	-
10	Georgia	-	-	6-8	10-12	-	-	-	-
11	Hawaii	-	-	-	-	-	-	-	-
12	Idaho	-	-	-	-	-	-	-	-
13	Illinois	-	-	-	-	○	○	○	○
14	Indiana	-	-	middle school	9-12	-	○	○	-
15	Iowa	-	-	-	9-12	-	○	-	-
16	Kansas	-	-	-	-	-	○	-	-
17	Kentucky	-	-	5-8	9-12	-	-	○	○
18	Louisiana	-	-	-	-	-	-	[Relationships]	[FACS Essentials]
19	Maine	-	-	-	-	-	-	-	-
20	Maryland	-	-	-	-	-	-	-	-
21	Massachusetts	-	-	-	-	-	-	-	-
22	Michigan	-	-	-	high school	-	-	-	○
23	Minnesota	-	-	middle school	high school	○	○	○	-
24	Mississippi	-	-	-	9-12 10-12	○	-	-	-
25	Missouri	-	-	junior high [Discovering Family Consumer Science]	high school	[Family Consumer Resource Management]	-	[Discovering Family Consumer Science]	-
26	Montana	-	element and junior high school	secondary	-	-	○	-	-
27	Nebraska	-	-	6-8	high school	○	○	○	○
28	Nevada	-	-	-	grade 12	○	-	-	-
29	New Hampshire	-	-	middle school	high school	-	-	○	○
30	New Jersey	-	-	-	the end of grade 12	-	HS	-	-
31	New Mexico	-	-	-	-	-	-	-	-
32	New York	-	-	-	-	-	-	-	-
33	North Carolina	-	-	middle school	high school	-	-	-	-
34	North Dakota	-	-	-	9-12	-	-	-	○
35	Ohio	-	-	middle school	high school	○	-	-	-
36	Oklahoma	-	-	middle school	high school	-	○	-	○
37	Oregon	-	-	-	-	-	-	-	-
38	Pennsylvania	grade 3	grade 6	grade 9	grade 12	○	-	-	-
39	Rhode Island	-	-	-	-	-	-	-	-
40	South Carolina	-	-	-	-	-	HS	-	grade 9-12 HS
41	South Dakota	-	-	-	9-12	-	HS	-	-
42	Tennessee	-	-	-	9-12	grade 11 HS	HS	-	-
43	Texas	-	-	-	9-12	-	HS	HS	-
44	Utah	-	-	-	9-12	-	-	grade 11-12 [ADULT ROLES AND RESPONSIBILITIES]	grade 9-12 [young parents/grads]
45	Vermont	-	-	5-8	9-12	○	-	○	○
46	Verginia	-	-	-	-	FLEとFCS の中にある	○	-	-
47	Washington	-	-	middle school	high school	-	HS	-	-
48	West Verginia	-	-	-	-	-	-	-	-
49	Wisconsin	PK-5	-	6-8	9-12	○	○	○	○
50	Wyoming	-	-	-	-	-	-	-	-
				FCSの中	合計	11	12	10	11
				HS	合計	1	7	1	1

HS:Human Servicesの略
[]はタイトル

設置しているのは11州である。

三点目は、FCS 以外のアプローチによる「家庭生活」領域の学習である。例えば、フロリダ州、ニュージャー

ジー州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ワシントン州の7州はCTE の中にある「Human Service」という学習領域内で「7.0 Family

and Human Service」と同様の学習をすることが薦められている。また、テネシー州の「6.0 Family」、テキサス州の「13.0 Interpersonal relationship」についても、「Human Service」内に設定されており、FCS外で学習することを推奨している州もある。また、バージニア州は、FCS内に「6.0 Family」は組み込まれているものの、「Family Life Education (家族生活教育)」という学習領域で設定もされている。「Family Life Education (家族生活教育)」とは、「個人と家族の幸福を豊かにすること」を目的とした、The National Council on Family Relations (全米家族関係研究協議会) が中心となって行った取り組みである¹¹⁾。

以上から、米国 FCS では、「家庭生活」領域を主に中学校段階から高等学校段階での実施が勧められている。また、包括的に学習する州はほとんどなく、一部もしくは幾つかの視点から学習することが勧められることが多い。また、「家庭生活」領域は FCS だけで学ぶものではなく、CTE の「Human Service」や「Family Life Education (家族生活教育)」など異なった領域からの学習も行なわれている。

5. 独自性のあるスタンダード (オハイオ州、ウィスコンシン州を例にして)

4章で米国教育省ウェブサイトにおける FCS の位置付けについて明らかにした。本章では、FCS を設定している中でも独自のスタンダードを開発している2州を紹介する。多くの州はナショナル・スタンダードに依拠している。しかし、ここで紹介するオハイオ州のスタンダード及びウィスコンシン州のスタンダードは多くのものとは異なっている。以下にその概要を示す。

5.1. オハイオ州のスタンダード

オハイオ州の FCS は、middle school から high school での実施が勧められている。「家庭生活」領域は、「6.0 Family」が盛り込まれている。現在閲覧できるスタンダードは、2015年に開示されている。学習領域は、「Career Development」「Family Development」「Food and Nutrition」「Personal Finance and Consumerism」「Health and Wellness」「Design」「Living Environment」の7領域である。「家庭生活」領域に当てはまる「Family Development」を中心にスタンダードの概要を示す。まず、多くの州がナショナル・スタンダードに準拠しているのに対して、オハイオ州は独自の内容とスタンダードを開発している。「Family Development」は、8つの要素から成り立っており、ここでは「Family Unit (家族の単位)」を取り上げる (表5)¹²⁾。

まず、「Family Unit (家族の単位)」はナショナル・スタンダードには明示されておらず、オハイオ州が独自に開発したコンテンツである。表5にあるように、「2.1 家族の単位」の上位目標は、「個人や社会における家族の単位の効果を調査する」ことであり、そのために、下位目標が2.1.1から2.1.5の5つ設定されている。

さらに、オハイオ州は、独自に内容を開発するだけでなく、表6にあるように、ウィスコンシン州教育プロダクト・サービスセンターのL. ウェブとS. クリストファーソンがオハイオ州 FCS のスタンダードを「知の深さ (Depth of Knowledge, 以下 DOK)」の四つのレベルに分析して割り当てている¹³⁾。DOK とは、表6のように学習の深さを四つのレベルに分けている。石井 (2014) は、『DOK のレベルは、問題の形式でもなく、難しさのレベルでもなく、学習者に実際に求められる認知過程の

表5 オハイオ州 FCS スタンダード 「2. Family Development 2.1 Family Unit」

構成要素 2. 家族の発達	
健康な家族、地域社会の関与、職場の生産性に貢献する個人属性を開発する	
2.1 家族の単位	
個人や社会における家族の単位の効果を調査する	
コンピテンシー	
2.1.1	家族の単位の構造と社会へのインパクトを確認する
2.1.2	お互いのライフステージにおける家族の単位が変化することでの効果を評価する
2.1.3	家族の単位の文化的伝統の重要性を説明する
2.1.4	家族の単位が家族同士の自立や相互依存、責任を構築する方法を評価する
2.1.5	個人の成長や家族の発達に関する影響の要因のインパクトを分析する

表6 「知の深さ」の4つのレベルと「2.1 家族の単位」との関連

レベル	一般定義	「2.1 家族の単位」との関連
レベル1：再生 (Recall)	事実・情報・手続きの再生。	
レベル2：スキル・概念 (Skill/Concept)	情報や概念的知識、二つ以上の手順等を用いる。	2.1.3
レベル3：方略的思考 (Strategic Thinking)	推論、計画や手順の系列の開発、いくつかの複雑性、一つ以上の可能な解答を要求する。	2.1.1, 2.1.2, 2.1.4, 2.1.5
レベル4：拡張された思考 (Extended Thinking)	調査が必要であり、問題の複合的な条件に関して思考したり、処理したりする時間が必要である。	

石井 (2014) がまとめた「知の深さ」の4つのレベルに、オハイオ州が示したレベルを追加し筆者が改編

表7 「人間関係」のPK-12のスタンダード

家族と消費科学のウィスコンシンにおける基準 内容領域：IR（人間関係）			
スタンダード：IR1：生徒は家族や職場、地域において敬意を表し、思いやりを説明できる(Demonstrate)			
最優先事項の学習	パフォーマンス指標（学年による）		
	PK-5	6-8	9-12
IR1.c: 明確な関係に寄与するコミュニケーションスキルを説明(Demonstrate)する	IR1.c.1.e: 異なるコミュニケーションスタイルを認識する(Recognize)	IR1.c.8.m: 異なるコミュニケーションスタイルを説明する(Demonstrate)	IR1.c.15.h: 関係におけるコミュニケーションスタイルとその効果を分析する(Analyze)
	IR1.c.2.e: 効果的なコミュニケーションを観察する(Observe)	IR1.c.9.m: 効果的なコミュニケーションの方法を説明する(Identify)	IR1.c.16.h: 効果的なコミュニケーションに寄与する言語的・非言語的な行動や態度を説明する(Demonstrate)
	IR1.c.3.e: 有効な聴く技術を確認する(Identify)	IR1.c.10.m: 効果的な聴く・フィードバックする技術を説明する(Demonstrate)	IR1.c.17.h: 正の関係に与する効果的な聴く・フィードバックする技術を分析する(Analyze)
	IR1.c.4.e: 学校や家族の環境におけるコミュニケーションの障害を確認する(Identify)	IR1.c.11.m: 学校や家族の環境におけるコミュニケーションの妨げを説明する(Describe)	IR1.c.18.h: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーションを克服する方法を分析する(Analyze)
	IR1.c.5.e: 他者の権利を尊重する方法を役割演技する(Role play)	IR1.c.12.m: 道徳的な原理を比較、対比する(Compare and contrast)	IR1.c.19.h: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーションの道徳的な原理を適用する(Apply)
	IR1.c.6.e: コミュニケーションの科学技術を確認する(Identify)	IR1.c.13.m: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーション技術の効果を説明する(Describe)	IR1.c.20.h: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーション技術の効果を分析する(Analyze)
	IR1.c.7.e: コミュニケーションの役割と機能を紹介する(Introduce)	IR1.c.14.m: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーションの役割と機能を認識する(Recognize)	IR1.c.21.h: 家族や地域、仕事の環境におけるコミュニケーションの役割と機能を分析する(Analyze)

括弧内は、スタンダードの行動目標の原文

複雑性のレベルで捉えられている』¹⁴⁾と述べている。つまり、示したスタンダードがどの程度の学習の複雑性を持っているかについて、ウェブらの理論から教育者に明示しているため、各校のスタンダード作りや授業設計の明確な指針となり得るのではないだろうか。

5.2. ウィスコンシン州のスタンダード

ウィスコンシン州 FCS のスタンダードの特徴は、ナショナル・スタンダードと同様の内容を設置している(表3を参照)。独自性は、そのスタンダードでは示されていない、小学校レベル・中学校レベルまで解釈している点にある。具体的には、ナショナル・スタンダードは高等学校の卒業時のゴールを示しているが、そのゴールに至るまでの、小学校から中学校段階までのゴールについても検討している。さらに系統的に開発している点に他の州とは異なる特徴がある。表7は、「13.0 Interpersonal Relationship」の一部を翻訳したものであ

る¹⁵⁾。

スタンダード(standard)と最優先事項の学習(Learning Priority)及び「9-12(高等学校段階)」のスタンダードはナショナル・スタンダードと同様となっている。ウィスコンシン州固有の部分は、「9-12(高等学校段階)」のスタンダードに向けて、「PK-5(幼稚園・保育園から小学校段階)」のスタンダード、「6-8(中学校段階)」のスタンダードが明確に開発されている点にある。例えば、IR1.c.16.h「効果的なコミュニケーションに寄与する言語的・非言語的な行動や態度を説明する」という最終的な目標を達成するためには、PK-5では、「効果的なコミュニケーションを観察する」ことを目標にし、6-8では、「効果的なコミュニケーションの方法を説明する」ことが前提となっている。学年が上がるに連れて、扱う概念や行動目標がより複雑化していることがわかる。

6. 今後の課題

本研究では、米国各州の教育省ウェブサイトを通じて、FCSの取り扱いに関する傾向が明らかになった。約半数の州がFCSについてのスタンダードを公開している。しかし、米国の教育制度として、ナショナル・スタンダードに法的な拘束力はなく、州レベルのスタンダードについても各学校の教育課程作成のための資料として提示しているに留まっている。つまり、ウェブサイトに公開している情報がすべてであるとは限らず、その州で行なわれているFCSの全体を把握するものではない。本研究の成果に関しても、米国全体を把握する、もしくはその州の全体を把握できるような知見ではない。より詳細なスタンダードを各学校に提示している可能性も大いにある。

そこで、今後の課題としては、米国全体を把握することは困難であるため、特定の州における詳細なスタンダードを収集し、学校ではそのスタンダードをどのように活用して、カリキュラムを編成しているかを明らかにすることにある。

引用文献

- 1) 石井英真 (2014) 高次の学力の質的レベルを捉える枠組み：N. L. ウェブの「知の深さ」を中心に、教育方法の探求 (17), pp.25-32
- 2) 国立教育政策研究所 (2005) 家庭科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－, p.3
- 3) National Association of State Administrators of Family and Consumer Sciences (2018) Family & Consumer Science National Standard 3.0, p.2 (最終アクセス 2018.7.8)
- 4) 国立教育政策研究所 (2007) 諸外国の教育課程(2)－教育課程の基準及び各教科等の目標・内容構成等－, p.3
- 5) 国立教育政策研究所 (2007) 前掲, p.34
- 6) 国立教育政策研究所 (2007) 前掲, p.3
- 7) 松本浩司 (2007) アメリカのキャリア教育における「文脈的な教授・学習 (contextual teaching & learning)」の特質－主に中等教育のアカデミックな教科における学習指導の実践に注目して－, カリキュラム研究 (13), pp.15-28
- 8) 片田江綾子 (2010) 家族について教えるということ－家庭科教員の家族教育体験に関する現象学的研究－, 日本家庭科教育学会, 53(1), pp.22-31
- 9) National Association of State Administrators of Family and Consumer Sciences (2018) Family & Consumer Science National Standard 3.0, p.2 (最終アクセス 2018.7.9)
- 10) 国立教育政策研究所 (2005) 前掲, p.1
- 11) 山田綾 (2000) 米国における1990年代の「家族生活教育」に関する NCFR の取り組み (第2報)－「家族生活教育」のための教師用キット (1994) と学習プログラムの開発視点－, 愛知教育大学家政学教室研究紀要 (31), pp.111-115
- 12) Ohio Department of Education (2015) Family and Consumer Science CAREER FIELD TECHNICAL CONTENT STANDARD, p.4 (最終アクセス 2018.7.9)
- 13) Ohio Department of Education (2015) 前掲, 巻末資料 p.1 (最終アクセス 2018.7.9)
- 14) 石井英真 (2014) 前掲
- 15) Wisconsin Department of Public Instruction (2013) WISCONSIN STANDARDS for Family and Consumer Science, p.107

資料

表 8 FCS が確認できたサイトの URL 一覧

No.	州名	FCS が確認できたWebサイトなどのURL(カッコ内は最終アクセス日時)
1	Alabama	アクセスできない (最終アクセス 2018.7.4)
2	Alaska	https://education.alaska.gov/ (最終アクセス 2018.6.29)
3	Arizona	http://www.azed.gov/cte/facs/ (最終アクセス 2018.6.29)
4	Arkansas	https://www.dropbox.com/s/glig9nu8qmgg5r7/2017%20FACS%20Operational%20Guide.pdf?dl=0 (最終アクセス 2018.6.29)
5	California	https://www.cde.ca.gov/ci/ct/he/ (最終アクセス 2018.6.29)
6	Colorado	https://cocteststandards.cccs.edu/WebFormHospitality.aspx (最終アクセス 2018.6.29)
7	Connecticut	https://portal.ct.gov/SDE/Career-and-Technical-Education/FCS/Family-and-Consumer-Sciences (最終アクセス 2018.6.29) http://nhafcs.org/?page_id=1294 (最終アクセス 2018.6.29)
8	Delaware	(CTEのWebサイト) https://www.doe.k12.de.us/Page/2016 (最終アクセス 2018.6.29)
9	Florida	http://www.cpalms.org/Public/search/Standard (最終アクセス 2018.6.29)
10	Georgia	http://www.gadoe.org/Curriculum-Instruction-and-Assessment/CTAE/Pages/Middle-School-Performance-Standards.aspx (最終アクセス 2018.6.29)
11	Hawaii	-
12	Idaho	-
13	Illinois	https://www.isbe.net/Pages/Family-and-Consumer-Sciences.aspx (最終アクセス 2018.7.5)
14	Indiana	https://www.doe.in.gov/standards/cte-family-and-consumer-sciences (最終アクセス 2018.6.29)
15	Iowa	https://educateiowa.gov/program-study (最終アクセス 2018.6.29)
16	Kansas	https://www.ksde.org/Agency/Division-of-Learning-Services/Career-Standards-and-Assessment-Services/Content-Area-F-L/Family-and-Consumer-Sciences (最終アクセス 2018.6.29)
17	Kentucky	https://education.ky.gov/CTE/cter/Pages/CTECurricAlign.aspx (最終アクセス 2018.6.29)
18	Louisiana	-
19	Maine	-
20	Maryland	-
21	Massachusetts	-
22	Michigan	https://www.michigan.gov/documents/mde/FCS.Course_Credit_Guide.576619.7.pdf (最終アクセス 2018.6.30)
23	Minnesota	file:///Users/shintamura/D/Downloads/Minnesota%20Family%20and%20Consumer%20Sciences%20Frameworks%20Table%20of%20Contents%20(1).pdf (最終アクセス 2018.6.30)
24	Mississippi	http://www.mde.k12.ms.us/OCTE/PA/family-and-consumer-sciences (最終アクセス 2018.6.30)
25	Missouri	https://dese.mo.gov/college-career-readiness/career-education/family-consumer-sciences-human-services-education (最終アクセス 2018.6.30)
26	Montana	http://opi.mt.gov/Educators/Teaching-Learning/Career-Technical-Education/Family-Consumer-Science (最終アクセス 2018.7.1)
27	Nebraska	https://www.education.ne.gov/hse/family-consumer-sciences/ (最終アクセス 2018.7.1)
28	Nevada	http://www.doe.nv.gov/uploadedFiles/ndedoenvgov/content/CTE/Programs/EducationHospHumanSvc/Program_of_Study/Family-and-Consumer-Sciences-POS-ADA.pdf (最終アクセス 2018.7.1)
29	New Hampshire	https://www.education.nh.gov/career/career/family.htm (最終アクセス 2018.7.1)
30	New Jersey	https://www.state.nj.us/education/cte/career/HSservices/index.html (最終アクセス 2018.7.1)
31	New Mexico	-
32	New York	-
33	North Carolina	http://www.ncpublicschools.org/cte/program-areas/family/ (最終アクセス 2018.7.1)
34	North Dakota	https://www.nd.gov/cte/programs/family-consumer-sciences/index.html (最終アクセス 2018.7.2)
35	Ohio	https://education.ohio.gov/Topics/Career-Tech/Family-and-Consumer-Sciences (最終アクセス 2018.7.2)
36	Oklahoma	https://www.okcareertech.org/educators/family-and-consumer-sciences-education (最終アクセス 2018.7.5)
37	Oregon	-
38	Pennsylvania	http://www.education.pa.gov/K-12/Career%20and%20Technical%20Education/Teacher%20Resources/Pages/Family-and-Consumer-Sciences-Education.aspx (最終アクセス 2018.7.2)
39	Rhode Island	-
40	South Carolina	https://ed.sc.gov/instruction/career-and-technology-education/programs-and-courses/career-clusters/human-services/human-services-course-standards/ (最終アクセス 2018.7.2)
41	South Dakota	https://doe.sd.gov/octe/careerclusters.humanservices.aspx (最終アクセス 2018.7.2)
42	Tennessee	https://www.tn.gov/education/career-and-technical-education/career-clusters/cte-cluster-human-services.html (最終アクセス 2018.7.2)
43	Texas	https://tea.texas.gov/Academics/College_Career_and_Military_Preparation/Career_and_Technical_Education/CTE_Texas_Essential_Knowledge_and_Skills_for_2017-2018/ (最終アクセス 2018.7.2)
44	Utah	https://www.schools.utah.gov/cte/facs/courses (最終アクセス 2018.7.2)
45	Vermont	http://education.vermont.gov/sites/aoe/files/documents/edu-content-areas-family-consumer-sciences_0.pdf (最終アクセス 2018.7.2)
46	Virginia	(FILE) http://www.doe.virginia.gov/testing/sol/standards_docs/family_life/index.shtml (最終アクセス 2018.7.2) (FCS) http://www.doe.virginia.gov/instruction/career_technical/family_consumer_science/index.shtml (最終アクセス 2018.7.2)
47	Washington	-
48	West Virginia	-
49	Wisconsin	https://dpi.wi.gov/standards (最終アクセス 2018.7.2)
50	Wyoming	-